

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
29年ー1 (28.11.29)	総 務	<p>鳥取県非常勤職員及び臨時的任用職員の雇用条件改善及び非常勤職員等の処遇改善に必要な法整備と予算措置を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由 総務省の調査では、2008年から4年間で、地方自治体における非常勤職員、臨時的任用職員は10万人増えて60万人になった(総務省「臨時・非常勤職員に関する調査結果について」)。自治労の調査では、さらに多く70万人と推計している。すなわち、公務員の3人に1人が「非正規公務員」という状態である。</p> <p>非正規公務員の数は増え続け、組織の核となる基幹的な業務も非正規が担わされる。しかしながら、公務員と言いつつも、身分はいつでも雇い止めされるという不安定さで、退職金も出ない。これでは、安心して生活し、将来に向けて貯蓄し、結婚をしたり子どもを育てるなどの人生設計が困難になる。</p> <p>2012年に1090万人ほどであった年収200万円未満のワーキングプアは、2014年に1139万2千人に増えたとされる。非正規職員、非正規公務員が急速に増えているのは、予算が限られる中で正規公務員は増やせないため、公務員の定数にカウントされない非正規公務員を増やし、これに基幹業務を担わせることで対処してきたからである。</p> <p>鳥取県においては、一般職の非常勤職員の場合、月収は約14万円。臨時的任用職員の場合、約12万円。事務補助職の場合、約10万円。これから各種保険料や公租公課を引けば、前者の場合、手取りは2万円ほど落ちるはずである。となると、実質の年収は100万円強になるであろう。これで生活できるのだろうか。また、非常勤職員は1年ごとの更新を原則とし、更新の期限は5年までとされているようである。しかし、これでは、当該従業員は1年ごとに解雇される不安を抱えながら勤務せね</p>	足羽 佑太 (倉吉市)

ばならず、5年たってようやく人材が育ってきた頃に退職してしまうため、人材育成やノウハウの蓄積の観点から総合してみると、県やその背後にいる県民のためにならない。労働者の生活を保障する観点からは、地方公共団体が率先して非常勤職員を削減し、また雇用条件を改善し、本当に県にとって基幹となる業務については正職員を雇い、それに業務を担わせることが必要である。

なお、上記は4月1日任用の場合であり、例えば4月2日であるとか、10月1日に任用されて3月末日まで勤務した場合、5年までの更新が適用されず、最大でも1年勤務となる規定もあるようである。

2013年には労働契約法が改正された。有期の労働契約が繰り返し更新され、これが通算5年を超えたときは、労働者の申し出により無期労働契約に転換できるというルールが整備された。通常であれば、最短で2018年に雇用期間が5年を超えた労働者は、希望すれば無期契約に転換できるようになる。県においては元々5年が上限となっており、彼らが5年以上勤務したあかつきには、正職員、准正規職員に転換するなどして、処遇を改善することが必要である。

▶**陳情趣旨**

鳥取県における非常勤職員等の雇用条件を改善し、また非常勤職員等の処遇改善について、必要な法整備と予算措置が講ぜられるべく、厚生労働省など国の関係省庁に対し意見書を提出すること。